

## 1. 混載(LCL)コンテナの対応

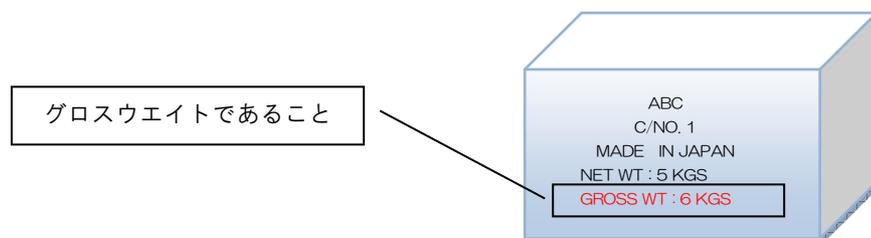
### 1) コンテナ総重量確定方法

弊社の混載コンテナについてのコンテナ総重量は、お客様よりご提供いただく貨物のグロスウエイト情報にダンネージ材、コンテナ自重等を足し合わせ算出する方法を選択し確定します。

これまでもお客様より正確に計量された重量をご提供いただいていること、現在の混載物流の流れを阻害しないことを考慮しこの方法を選択することとしました。

### 2) 貨物のグロスウエイトのご提供についての注意事項

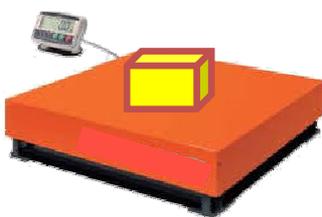
- ① 計量器 計量法に基づく特定計量器を用いること。  
特定計量器以外の場合は、適切に整備・点検され、計量器の器差が±5%の範囲内であること。
- ② 書類による確認 設計書や仕様書等の書類により重量が明確な場合は貨物毎の計測は不要、記載重量に疑義がある場合は、必ず計測し実際の重量の確認すること。
- ③ 貨物による確認 書類や貨物自体の記載重量を使用する場合は、梱包材も含めたグロスウエイトであることを確認すること。



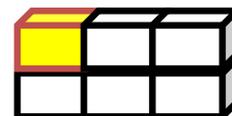
- ④ 梱包材の重量 貨物のネットウエイトは明確であるが、梱包材を含むグロスウエイトが不明な場合は、実際に貨物と梱包材等との合計の重量を計測するか、正味重量に梱包材等の重量を加算しグロスウエイトを確定すること。  
パレット梱包以外の貨物で便宜上パレットに貨物を載せて重量を計測される場合は、そのパレットの重量を差し引くこと。
- ⑤ 過去の実績の適用 過去に重量を計測したことがある製品については、同一製品であることが確認できる場合に限り当該重量を適用すること

ができる。入数が異なる又は、製品や梱包の仕変更により重量が変わる場合は書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断すること。過去に計測した重量に変化が無いことを確認するためにも定期的な重量計測が望ましい。

- ⑥ 複数個の同一製品 同一製品が複数個ある場合は、その中の1つ以上を計量して個数を乗じることで全体の重量を算出することができる。同一製品であるものの、入数など内容量が異なる場合は、書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断する必要がある。



代表貨物のグロスウェイトを計測



$$\begin{aligned} & \text{代表貨物のグロスウェイト} \times \text{個数} \\ & = \text{全体重量} \end{aligned}$$

SOLAS 条約改正発効に伴い、混載貨物のグロスウェイト計量方法について、今一度社内にて確認されることをお勧めいたします。

## 2. FCL の対応

改正 SOLAS 条約では、実運送人である船会社との間で運送契約を締結し、Master B/L もしくは Master Sea Waybill の荷送人 (Shipper) 欄に名前のある者が責任を負うという定義付けをされております。

しかしながら、FCL の取扱いにおいて NVOCC の立場では基本的に貨物を確認することや作業をお受けする立場ではなく、実荷主であるお客様に改定条約に順守された重量の確定をお願いし、またそれを確認する立場となります。

現在、船会社の対応などまだ流動的な部分はございますが、今後ブッキング段階での確認事項やコンテナ総重量情報、確定された会社名等を確認させていただく可能性がございますのでご理解とご協力を賜ります様お願い申し上げます。

### ① コンテナ総重量の確定方法と必要な手続き

- ▶ 荷送り人が自ら個々の貨物、梱包材を計測、コンテナ自量と合算し総重量を確定する場合は、国土交通省への「届出」が必要となります。
- ▶ 第三者が、コンテナ総重量の確定を行う場合は、国土交通省への「登録」が必要となります。

### ② ブッキング段階での確認事項(予定)

- ▶ ハン詰めを行う場所  
(海貨業者等の倉庫でのハン詰め、メーカー工場等でのハン詰め等  
前者の場合、登録確定事業者の社名、後者の場合届出荷送人であるか等)

### ③ 総重量の伝達方法

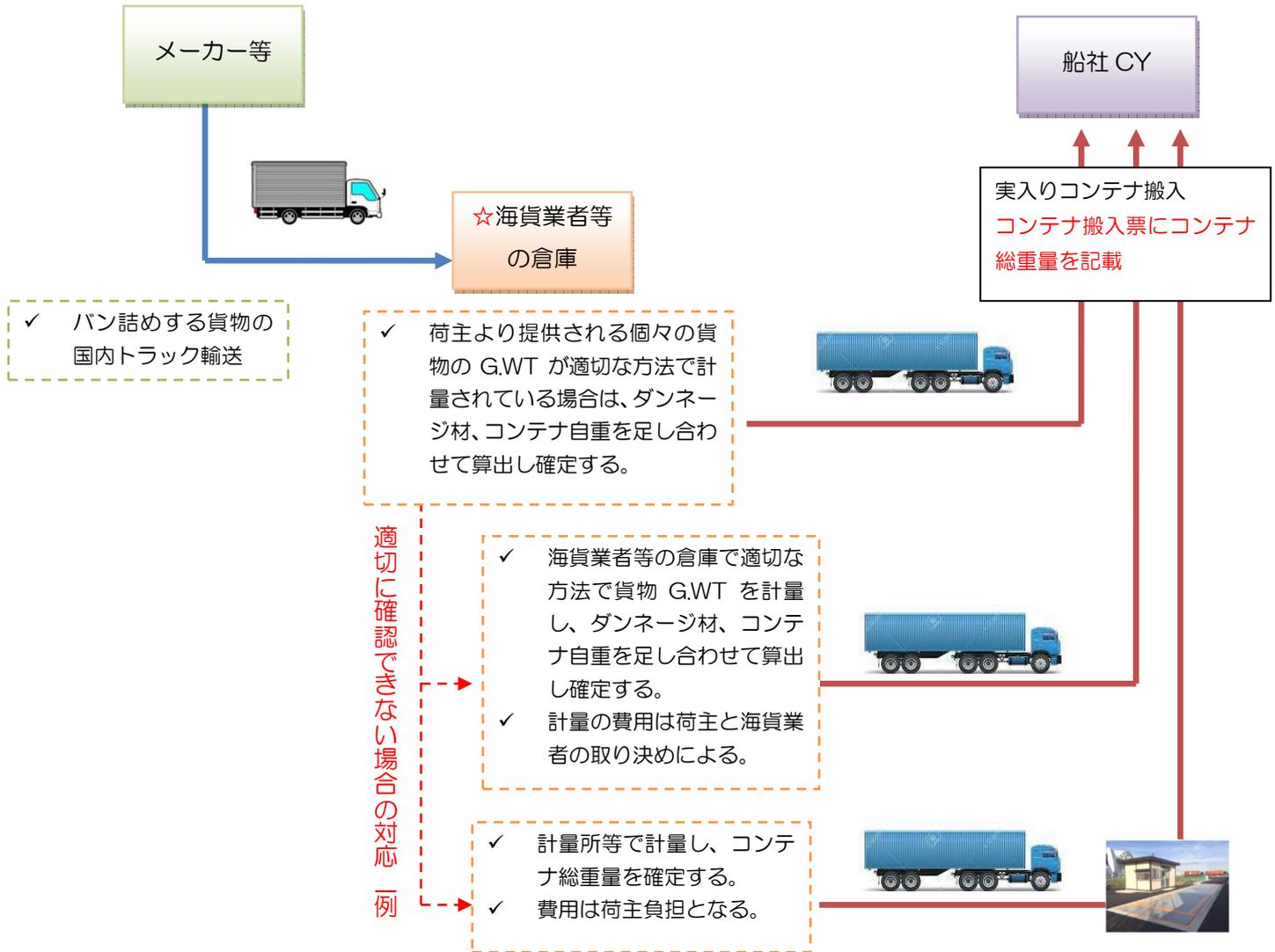
- ▶ 船会社によるルール発表待ちの状態ですが、現在の所これまで通りの方法でコンテナヤード搬入時の搬入票への記載が有力と言われております。  
貨物重量、コンテナ自重に加え、コンテナ内貨物固定のためのダンネージ材等の重量も加算する必要があります。

### ④ 弊社 HBL 不知文言

- ▶ 今回の条約改正にともない、それに合致する下記不知文言に変更の予定です。  
Shipper's weight, load & count", "Description, No of Package, weight unknown to the carrier"

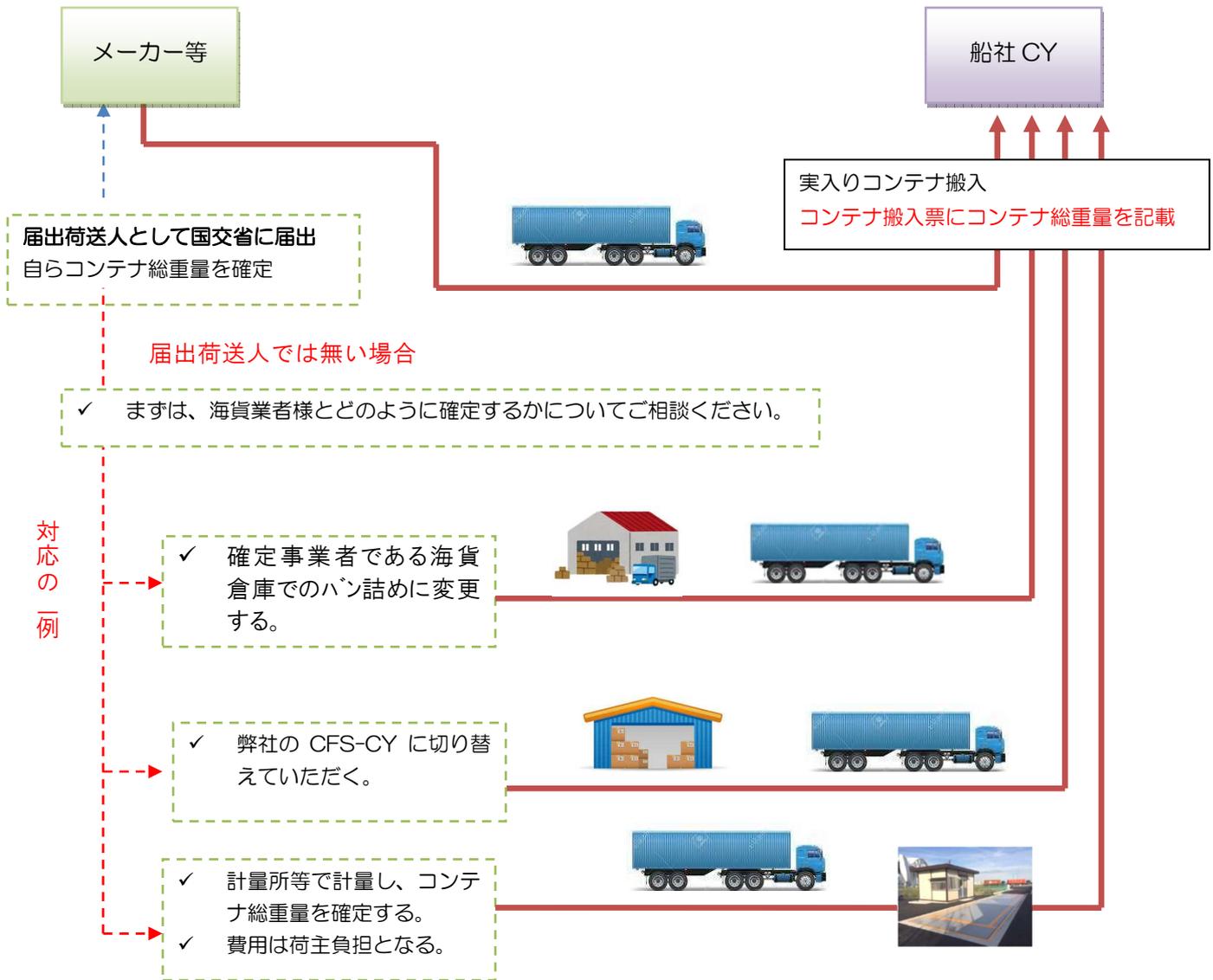
以下代表的な例についての説明を記載しますがあくまでも一例であり必ずしもこのフロー通りの対応を決定している訳ではございません。

- 海貨業者の倉庫等でバン詰めを行うパターン



☆国土交通省へ登録事業者として登録された第三者による総重量確定が必要です。  
バン詰め作業等に携わられる海貨業者様へのご確認をお願いします。

● メーカーハン詰めのパターン



改正 SOLAS 条約関連の詳細につきましては、国土交通省ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk8\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html)